

令和2年10月14日

電力・ガス取引監視等委員会 御中

一般社団法人日本卸電力取引所

## 市場監視業務等の在り方についての検討結果について

市場監視業務については、電気事業法や「適正な電力取引のための指針」などに基づき、その充実を図っているところですが、貴委員会から示された「卸電力取引所の市場監視業務等の在り方について」（令和元年6月28日）を受け、市場監視業務及び取引参加者の資格審査、制裁その他個別事業者の監督に類する業務を行う体制について、内外の取引所の実状や各界有識者のご意見などを踏まえ、中立性、独立性の観点から検討を行った結果、以下の見直し等を行うこととしましたので、ご報告します。

### 1. 市場監視の中立性・独立性を確保するための業務規程等の見直し

市場規模の拡大や市場参加者の多様化を踏まえ、取引所がその市場監視機能を強化し、取引の公正性を担保するとともに、市場参加者の信頼を確立するため、取引所の中立性・独立性の確保に向けて、取引所が規定する業務規程等の見直しを速やかに行います。

#### （1）市場取引監視委員会の権限の強化等

- ・現行の規程において、不公正取引の判定や処分に係る決定権限については理事会に帰属し、市場取引監視委員会（中立的な有識者で構成される所内委員会）は理事会から諮問を受けた際にのみ意見を述べるに留まっている点について、当該決定権限を市場取引監視委員会に帰属させることとします。
- ・市場取引監視委員会が、理事会からの諮問がなくとも、委員会自らの発意によって、情報収集や調査分析など市場監視に必要な活動を行なえることを規程で担保します。
- ・市場監視担当部署からの不公正取引等に係る報告先から、理事会を除外します。

## （2）個別事業者に係る事案における決定プロセスの見直し

- ・会員の資格審査や違約（預託金納入義務違反等）の処分等、個別事業者に係る事案の決定については、取引会員に属する理事・監事を構成員に含む理事会での取扱を止め、中立者である理事長が行うこととします。また、理事長が理事会に付議することが適當と判断した場合も、取引会員に属する理事・監事が個別事業者に係る当該議事に関与しないことを規程で担保します。

## 2. 市場監視業務等に係る体制の拡充等

市場監視業務を遂行する体制の強化の観点から、人的リソースの拡充を図った上で、市場監視に関する部署を独立させる方向で組織体制の見直しを行います。

なお、市場監視の他、先渡等のヘッジ市場の活性化や時間前市場の在り方などの課題への対応、参加者ニーズに応じた市場や商品の見直し、公開情報の充実、ガバナンスの中立性・独立性の向上、ITシステムの信頼性向上などの取組全般に対応するため、事務局の増員を含めた組織体制の強化等の取組を計画的に進めてまいります。

以上